

## 令和5年度葉山港事業実施報告書

## 1. 業務の運営に係る総括

## (1) 組織体制

- 指定管理業務開始当初は15人体制（非常勤職員1人、常勤職員6人、事務担当パートタイム1人、ハーバー担当パートタイム職員3人、施設保守・清掃担当パートタイム職員4人）で業務に当たっていましたが、老朽化した設備等の保守点検に万全を期すため、4月途中で施設保守・清掃担当パートタイム職員の増員（4人→5人）に踏み切り、現在は、16人体制で業務に当たっています。
- 令和5年12月には、副ハーバーマスターの離職に伴い組織体制を変更しましたが、本社基幹社員を投入することにより、葉山港管理事務所の業務処理体制への影響を最小限に抑えるべく措置しました。

## (2) 内部管理体制

- 葉山港管理事務所の業務執行の状況については、重要案件については随時、定例案件については定期的に、湘南サニーサイドマリーナ株式会社幹部会議（以下「本社幹部会議」という。）に報告させ、また、本社幹部職員が週1～2回ペースで葉山港管理事務所に出社して葉山港管理事務所職員を直接指導監督することにより、ガバナンスの保持を図っています。
- 令和5年10月、葉山港管理事務所において労災事故が発生し、これを契機として行われた横須賀労働基準監督署による立入検査において、時間外・休日労働削減に係る是正勧告並びにフォークリフト運転業務等に係る作業手順の見直し、リスクアセスメント等の実施及び過重労働による健康障害防止に係る指導が行われました。これらの勧告・指導は一の事業場に対して行われたものですが、本社幹部会議が主導して、労働基準監督署の勧告・指導事項を直ちに実行して業務改善を図るとともに、この反省・教訓を踏まえ、令和6年1月からは、外部専門家に「安全管理・労務管理状態の点検と改善指導」を委託し、全事業場（本社、浦賀事業所、葉山港管理事務所）を対象として10日ごとに定期巡回点検を実施し、専門家による改善指導を受けながら、同種事案の再発防止に取り組んでいます。また、令和6年2月からは、これも本社幹部会議の主導により、産業医を選任し、長時間労働者に対する指導、職場の衛生・作業環境の維持管理教育を行っていただく等、職場環境の改善に取り組んでいます。
- 令和5年度は、利用者の方々から、葉山港管理事務所職員による注意・指導の口調が威圧的・高圧的だとの指摘をたびたび受けました。利用者の皆様の安全を確保する上では、毅然とした態度で臨むことが必要な場合がありますが、毅然とした態度をとることと、感情的に言葉を発することとは、次元の異なる話であり、これらの指摘が相次いだことは、職員にその認識が欠如していたことが原因で、これを是正できなかった葉山港管理事務所幹部職員のチームマネジメント、コミュニケーションにも問題があったと判断されたことから、本社幹部会議が直接介入して、葉山港管理事務所幹部職員の意識の改革を図り、同種事案の再発防止に取り組んでいます。

## (3) 職員研修結果

- 令和5年度は、葉山港管理事務所職員を含む湘南サニーサイドマリーナ株式会社職員を対象に、仕事力強化研修（6月）、接客力・コミュニケーション力強化・環境改善研修（11月）、職場ハラスメント研修（12月）を実施するとともに、葉山港管理事務所職員については、葉山港指定管理業務に係る諸協定等に基づき、津波・火災総合訓練（6月）、津波避難訓練（利用者参加）（3月）、情報セキュリティ研修（3月）を行い、また、県土整備局震災対策訓練（1月）に参加して、職員の業務処理能力等の向上を図りました。
- 湘南サニーサイドマリーナ株式会社では、従前から、One on One やチャレンジシート制度を導入しているところ、これら制度を葉山港管理事務所職員にも適用し、制度の運用を通じて、職員の自発的成長を促す取り組みを進めています。

#### (4) 業務合理化等

○労務管理等の職員管理業務を効率化し、限られた労働時間を有効活用することを目的として、出退勤管理や休暇申請等に係る手続きをスマートフォン経由で一元処理するシステムの試行運用を開始しました。職員管理業務の効率化を図ることにより、現場業務に一層注力できる環境の創出を目指しています。

#### (5) その他

○令和5年4月、葉山港の指定管理を引き継ぐに当たり、前指定管理者において年中無休で運営していた葉山港の運営を改め、条例の規定のとおり休業日を設けることとしたところですが、休業日を設けるに当たっては、

- ・休業日に係る問合せへの対応、休業日の所作に不慣れな方々へのサポート等のため、休業日に、ヤードスタッフを葉山港管理事務所に待機させる（令和5年6月まで実施）
- ・休業日にヨットレース等が開催される場合には、葉山港管理事務所として特別な体制をとってこれに協力する（通年）

等、利用者の皆様のニーズを踏まえ、その時々で柔軟に対応しつつ、休業日を設けることについて、利用者の皆様のご理解が得られるよう努めました。利用者の皆様からは夏季ハイシーズンの休業を心配する声が寄せられましたが、7月・8月は休業日の設定はない旨を丁寧に説明し、ご安心いただいたところです。

○湘南漁業協同組合代表理事組合長様のリーダーシップの下、湘南サニーサイドマリナー株式会社と湘南漁業協同組合様、長井町漁業協同組合様及び江の島片瀬漁業協同組合様との間で、「相模湾東部海域における海難救助等に係る相互協力に関する協定」を締結し、相模湾東部で活動する船舶に係る捜索救助や漁具絡索時の脱出支援などについて、相互に協力する体制を構築しました。また、近隣漁業協同組合との間では「いつでも何でも話ができる関係性」を構築しており、葉山港利用促進のための漁業体験イベントを共同企画する等、葉山港の運営にも協力をいただいているところです。

○葉山町と湘南サニーサイドマリナー株式会社との間で「水難救助事案等に関する協定」を締結し、葉山町消防本部が実施する水難救助活動等に弊社の人員資材等を提供し協力しています。令和5年度には、名島孤立者救助など4件の水難救助活動等に対応しています。

## 2. 利用承認業務に係る総括

### (1) 利用承認業務

○県収入証紙の利用停止、係留施設利用承認申請書等の事務処理要綱に基づく様式の見直し、インボイス制度への対応など、従来の業務運営に変化が生じた初年度となりましたが、例えば、様式の見直しについて、利用者団体の皆様の助言をいただくなどしながら、円滑に制度変更等に対応することができました。

○駐車場利用料金の減免について、これまで、具体の定めがないまま運用ベースで減額を行ってきた実態が明らかとなったことから、指定管理業務を開始するに当たり、運用ベースでの減額の対象となっていた利用者の方々との議論を経て県に上申して減免基準を作成し、令和5年度からは、新たな減免基準に基づき、担当者のさじ加減によることのない「根拠規定に照らした港湾管理運営」が行えるよう措置しました。

○上記を含め、利用承認業務について、条例、規則、事務処理要綱等の根拠規定に照らし公正に実施するよう努めています。

○e-kanagawa 施設予約システムに新規登録をされるお客様が来所した際に、施設や設備の下見をご案内して、利用方法などをイメージできるようお手伝いしました。また、多客期等でロッカーなどの荷物保管場所の確保が困難となる場合には、船具ロッカーの短期利用をご案内するなどして、施設設備の柔軟な活用を図り、利用者の皆様の利便の確保に努めました。

## (2) 利用者指導・調整等

- 漁業・遊漁ルール、漁具・危険個所位置図、葉山港に係る遵守事項等を取りまとめた「葉山港ご利用案内」などを、ロビーパンフレットコーナーに置いて配付の用に供するだけでなく、通年艇オーナー、レンタルボート利用者、ミニボート利用者等の葉山港利用者の皆様に対しては、資料を直接配付し、また、LINE 登録者に対しては、LINE を通じて情報を配信するなど、プッシュ型での周知指導等に取り組んでいます。
- レース企画運営に際しては、葉山港管理事務所に配置したレース運営エキスパート・レジェンドが中心となり、艇置・資機材等搬出入等のスケジュールのアレンジ、安全レクチャー等の実施、チームごとに設定した艇置スペースへのチーム名の表示、レース運営艇への識別標識の表示などについて、運営団体に提案し又は自ら実行・仕切る等して、レースの企画段階から主体的に関与し、安全・円滑な運営の確保に努めています。これらの措置は World Sailing などのオフィシャルレースでは一般に行われている手法ですが、これを葉山港基点のレースなどにも適用普及させることで、セーラーの育成にもつなげています。
- 「出艇届」、「帰港報告」、「午後5時までに入港」の基本ルールを周知徹底して、入港遅延船の早期把握に資するとともに、出港禁止指導等を適切に行って、利用者の安全確保に万全を期しています。

## 3. 維持管理業務に係る総括

### (1) 施設維持管理業務

- 1 (1)でも述べましたが、施設管理に万全を期すため、専従要員を増員して業務に当たっています。
- 施設を快適に利用いただけるよう、室温管理や清掃、濡れた床の拭き取り、除菌、壁・床の漂白などをこまめに実施しています。指定管理業務開始とともに真っ先に取り組んだ「3Kトイレの改善」についてはアンケートなどで好評をいただいているところです。また、担務に関わらず、全職員が環境維持・保守点検に注力することとし、不具合箇所の発見をLINEで共有するなどして、日々の巡回による不具合等の早期発見に努めており、令和5年度は、管理事務所棟排煙装置固着、さん橋水道管亀裂漏水等23件の不具合について、指定管理者において自力復旧・応急復旧しました。※全体としては27件の不具合が発生し、23件を指定管理者において自力復旧・応急復旧し、これが困難であった4件について県に対応をお願いしています。
- 舟艇上下架装置の運用に当たり、装置の取扱いに係るマニュアル類が未整備であったことから、指定管理業務を開始するに当たり、舟艇上下架装置等利用方針、巻き上げ機取扱い要領、作業前点検事項、ウインチメンテナンスに係る横須賀土木事務所と葉山港管理事務所とのデマケ、テーブルリフターカムリミット調整要領などの内規、取扱要領、整備資料等を整理・調製し、令和5年度からは、これらに基づいて適正な機器の取扱いやメンテナンスなどが行えるよう措置しました。
- 舟艇上下架装置やローリフターなどのヤード機材はオペレーターと安全補助者との複数人で運用する体制として、周囲を往来する利用者の皆様の安全確保に努めているところですが、従前から、葉山港管理事務所職員以外の者が十分な安全対策を講じることなくこれら機材を運用する実態があることから、問題提起をして県とともに改善策を模索中です。
- 休業日において臨港道路附属駐車場の釣銭切れが発生することを防止するため、休業日には、本社職員が釣銭の補充を担当することとして、葉山港管理事務所の駐車場管理業務の運営をバックアップしています。
- 令和5年5月に、男子更衣室で盗難被害があったことから、更衣室入口へのポスター掲示や音声ガイダンス装置設置による注意喚起、各ロッカーへの施錠を呼びかけるシールの貼付を行って、再犯の抑止に取り組んでいます。
- 令和6年2月に、駐車場料金徴収機を破壊される事案が発生しましたが、速やかに職員を配して入出庫への影響を最小限に抑えるとともに、メーカーへの修理依頼等に迅速に対応し、事案翌日の早期復旧を図りました。

### (2) 災害時対応業務等

- 津波・火災総合訓練（6月）、津波避難訓練（利用者参加）（3月）を行って、職員の業務処理能力等の向上を図りました。訓練に際しては、その都度、葉山港指定管理者災害対応マニュアルを確認して、マニュアルに沿った行動が円滑に行えるよう演練しました。また、県土整備局震災対策訓練（1月）に参加し県との連携を確認しました。
- 令和5年度は災害に見舞われることはありませんでしたが、台風7号接近（8月14日～15日、波浪警報発令）、春の嵐（3月29日、波浪警報発令）に際しては、参集要員を配し、施設の被害状況確認、防波堤A・防波護岸遊歩道の閉鎖措置などを実施するとともに、神奈川県横須賀土木事務所との連絡体制を維持するなど、災害対応マニュアルに則って適切に対応しました。
- 緊急物資受入港としての機能を維持するため、第2南物揚場の巡回点検、閘門の開閉点検、防災泊地の航路障害物除去等を行って、災害の発生に備えています。

#### 4. 開かれた港湾に向けた取組に係る総括

##### (1) 開かれた港湾に向けたイベント等実施結果

- 7隻体制で事業を開始したレンタルボート事業（自主事業）は、令和5年度は、出艇数延べ888隻で、延べ2,584人のお客様にご利用いただき、葉山港及び周辺地域の賑わいの創出に大きく貢献し、多くの方々に葉山・相模湾の魅力に触れていただくことができました。
- また、湘南漁業協同組合葉山支所様の協力を得て、船釣り（アマダイ釣り）教室（3月、8人）、漁業体験（わかめ釜揚げ体験）（3月、6人）を、海上運送法に基づく「人の運送をする不定期航路」を開設して、葉山港を出入港地とする初日の出親子クルージング（1月、5便募集、実績：1便5人）を、それぞれ開催しました。なお、小型ヨット体験を通じてセーリングの普及に取り組んでいるセイラビリティ葉山様の協力を得て、3月25日に初心者セーリング大会を開催予定でしたが、天候不良（濃霧注意報発表）のため、開催を見合わせました。
- 令和5年度は、イベント企画の立上げに時間を要し、その実施が年度後半に集中してしまったこと、イベントの周知手段が自社websiteでの告知にとどまり多くの方々にイベントの周知ができたとは言い難かったことから、盛り上がりには欠ける結果となったものと反省しています。令和6年度においては、前広にイベントの準備に着手し、報道機関を通じた広報の実施、自治体広報誌への掲載のお願いなど、広報にも力を入れ、イベントを盛り上げて参る所存です。

##### (2) 利用促進・広報等

- 大学ヨット部の活動拠点を葉山港に誘導する取組みの一つとして、大学ヨット部のVSR等の葉山港艇置数を増やすため、次回新規一般利用者募集のあり方について議論提起を考えていましたが、県において葉山港施設配置基本計画の検討が開始され、新規募集は当面行わない旨の方針が示されたことから、この経過を見守ることとしました。他方、各大学からは、ヨット部の支援艇やVSRを葉山港に置き葉山港をベースとした練習環境を作りたい、との要望が多数寄せられました。葉山港への艇置の見通しが立たないことから、これらを葉山港に近い佐島港の本社で一時お預かりすることとし、支援艇やVSRは佐島港から葉山沖に向かい、ヨット自体は葉山港から出入港させるようにすることで、葉山沖で練習が行えるよう側面支援を行っています。また、大学ヨット部の活動拠点を葉山港に誘導する上で、ユーザーの意見等を把握することも重要と考え、全日本学生ヨット連盟等の競技団体に対し、葉山港利用者の観点から、積極的に意見要望等を発信していただくよう、お願いをしています。
- 令和6年3月28日の湘南港新規係留施設の供用開始にあわせ、葉山港と湘南港とを結ぶ「Ocean Cruise taxi」（海上タクシー・チャータークルーズ事業、通年実施、予約制）の運航を開始しました。※これにあわせ、本社においても、佐島港と湘南港とを結ぶ「Ocean Cruise taxi」の運航を開始しました。
- 三浦・湘南地区で漁業・農業に携わる方々に、地域交流イベントで葉山港の施設を利用できることをPRしたところ、イベントの一環として三浦・湘南野菜の販売を行いたいとの意向を有する農家さんなどからお声がけいただきました。こ

れらイベントは、葉山港先端部緑地を活用して行うのが適当ではないかと考えていますが、それにはまず、先端部緑地のイベント等利用に係るルール作りが必要と考え、イベント誘致に先立ち、このことについて、県に相談を行っているところです。

○葉山港公式websiteを開設し情報発信を行うとともに、弊社SNS（フォロワー数：延べ8,000人）やYamaha Sea Styleのマリーナ便りなどを通じて葉山港に係る情報発信を行いました。総じて、広報に対する意識が低かったことに起因して、自治体広報誌やプレス等を利用した広報活動に未着手で、満足のいく葉山港PRを行い得なかったと反省しており、今後は、広報に力を入れて参る所存です。

## 5. その他

○事業計画中の各項目の実施状況については、別紙1（令和5年度葉山港指定管理業務事業実施計画書 実施状況管理表）を参照してください。

○アンケート調査等を通じて寄せられたご意見ご要望等を踏まえ、令和6年度は、別紙2（令和5年度に葉山港管理事務所に寄せられたご意見等を踏まえた令和6年度の主な業務改善点等について）のとおり業務改善等を図って参ります。

（了）

## 令和5年度葉山港指定管理業務事業実施計画書 実施状況管理表

実施項目		実施状況
1. 指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等		
利用の事務を行わない日の対応	利用の事務を行わない日の設定	○利用者の皆様に配慮し6月までは休業日にサポート要員を葉山港管理事務所に待機させ、また、休業日にヨットレース等イベントが開催される場合等には特別な体制をとることとし、このことを周知する等して、休業日を設定することにご理解をいただけるよう努めました。
	休業日等における特別な体制をとってのヨットレース等開催協力	○全日本女子学生ヨット選手権大会及び関東学生ヨット選手権大会（9月・10月）に際し、休業日にレース運営支援・レスキュー体制確保のための特別な体制を敷いて、円滑なレースの開催・運営に協力しました。
	休業日・夜間における救助艇・警備艇出動連絡体制の確立による臨港道路・葉山港構内・係留施設等への緊急車両等の円滑なアクセスの確保	○救助艇・警備艇の緊急出動等に支障を生じさせることなく対応することができました。
セーラーの育成	レース企画運営全般の調整等への主体的な関与	○葉山港管理事務所に配置したレース運営エキスパート・レジェンドが中心となり、艇置・資機材等搬出入等のスケジュールのアレンジ、安全レクチャー等の実施、チームごとに設定した艇置スペースへのチーム名の表示、レース運営艇への識別標識の表示などについて、運営団体に提案し又は自ら実行・仕切る等して、レースの企画段階から主体的に関与し、安全・円滑な運営の確保に努めました。 ○これらの措置は World Sailing などのオフィシャルレースでは一般に行われている手法ですが、これを葉山港基点のレースなどにも適用普及させることで、セーラーの育成にもつなげています。
	会場設営、運営・支援艇配備・運航サービスの提供（自主事業）	○葉山港利用団体が主催するヨットレースに職員と支援艇を拠出し、レース運営の支援等を行いました。（支援件数：8件）
釣り愛好家と漁業関係者の共存と発展	漁業・遊漁に係るルールの利用者周知	○漁業・遊漁ルールに係るポスター・リーフレット等を掲示板に掲示するとともに、リーフレットについては、ロビーパンフレットコーナーに置いて配付の用に供しました。 ○通年艇オーナー、レンタルボート利用者、ミニボート利用者等の葉山港利用者の皆様に対しては、リーフレット等を直接配付することにより、また、LINE登録者の皆様に対しては、LINEを通じて情報を配信することにより、プッシュ型での周知に努めました。（配付・配信数：約700件）
	漁具・危険個所位置図の作成・配付	○漁具・危険個所位置図を作成して、掲示板に掲示するとともに、ロビーパンフレットコーナーに置いて配付の用に供しました。 ○通年艇オーナー、レンタルボート利用者、ミニボート利用者等の葉山港利用者の皆様に対しては、漁具・危険個所位置図を直接配付することにより、また、LINE登録者の皆様に対しては、LINEを通じて情報を配信することにより、プッシュ型での周知に努めました。（配付・配信数：約700件）
相模湾全体の漁業者の協力の下での安全	漁業協同組合との協力関係の構築	○湘南漁業協同組合様、長井町漁業協同組合様及び江の島片瀬漁業協同組合様との間で「相模湾東部海域における海難救助等に係る相互協力に関する協定」を締結して、緊密に連携する協力関係を継続していくことを確認しました。

管理	葉山港管理事務所国際VHF基地局による非常通信等の運用	○非常通信等に係る定型文を無線機近傍に備え、防災訓練等に際し、運用訓練を行って、実際の非常通信等が適切に行えるよう練度の向上を図りました。
	国際VHF搭載状況の把握	○通年利用艇に係る国際VHF搭載状況調査を実施し、一般利用承認艇に一定数の国際VHFユーザーが存在することを確認しました。 ○この調査結果を踏まえ、今後とも、国際VHFユーザーのすそ野を広げるため、海上特殊無線技士養成講習を継続するとともに、来年度からは、国際VHFの実運用機会を増やしていくこととしています。
	海上特殊無線技士養成講習の開催	○国際VHFユーザーのすそ野を広げるため、(公社)関東小型船安全協会の養成講習会を誘致・開催しました。(2回、11人)
	国際VHFレンタル(自主事業)に係るフィジビリティスタディ	○関東総合通信局と協議の結果、船舶局単位での免許となる現行制度下では実現困難との結論に達し、国際VHFのレンタルを行わないこととしました。
県民等の利用機会の増加	レンタルポート事業(自主事業)開始	○7隻体制で事業を開始しました。令和5年度は、出艇数延べ888隻、乗船者数延べ2,584人で、葉山港及び周辺地域の賑わいの創出に大きく貢献し、多くの方々に葉山・相模湾の魅力に触れていただくことができました。
	船釣り教室、漁業体験等の実施に向けた関係機関との調整	○湘南漁業協同組合葉山支所様の協力を得て、船釣り(アマダイ釣り)教室(2月、8人)、漁業体験(わかめ釜揚げ体験)(3月、6人)を開催しました。 ○海上運送法に基づく「人の運送をする不定期航路」を開設し、葉山港を出入港地とする初日の出親子クルージングを開催しました。(1月、5便募集、実績:1便5人) ○なお、小型ヨット体験を通じてセーリングの普及に取り組んでいるセイラビリティ葉山様の協力を得て、3月25日に初心者セーリング大会を開催予定でしたが、天候不良(濃霧注意報発表)のため、開催を見合わせました。 ○事前の準備不足や広報不足、3月にイベント企画が集中してしまったことが反省点であり、令和6年度からは改善を図って参ります。
2. 施設の維持管理		
利用承認及びこれに付随する業務	事務処理要綱に基づく公正な処理等	○根拠規定等に則った公正な処理に努めました。
	ヤード・ヨットハーバー利用時の遵守事項等の周知	○遵守事項等を取りまとめた「葉山港ご利用案内」を作成して、ロビーパンフレットコーナーにおいて配付の用に供しました。 ○通年艇オーナー、レンタルポート利用者、ミニボート利用者等の葉山港利用者の皆様に対しては、「葉山港ご利用案内」を直接配付することにより、また、LINE登録者に対しては、LINEを通じて情報を配信することにより、プッシュ型での周知に努めました。(配付・配信数:約700件)
	整理整頓・清潔の保持、安全・快適・秩序ある利用の確保	○巡回等にあわせ遵守事項等に沿った活動が行われているか注視し、必要に応じ、指導助言等を行いました。 ○指導に当たり口調が威圧的・高圧的である等の指摘をたびたび受けたことから、改善に努めました。
	ヨットハーバー施設全体を俯瞰した柔軟・きめ細かな棧橋アレンジ	○令和5年度は、物場場を含めたヨットハーバー施設全体を俯瞰しつつバース調整を行わねばならない状態は生じませんでした。ビジター艇の入港予定等を踏まえ、新港第2・第3浮さん橋のバースアレンジを機動的に行き、ビジター艇、レース支援艇、レンタル艇等の着さん場所を調整・確保することにより、ハイシーズンにおいても、ビジター艇をスムーズに受け入れることができました。

	機器操作に係る安全管理の徹底	<p>○指定管理者として、新たに、舟艇上下架装置の運用に係るマニュアル類を整理・調製しました。</p> <p>○フォークリフト運用時に補助者1人が重傷を負う労災事故を起こしてしまい、労働基準監督署の指導等の下で、改善に努めるとともに、部外専門家による安全点検体制を整備する等して、全社をあげて再発防止等に取り組んでいます。</p>
	緊急物資受入港としての機能維持	○開門の開閉点検、第2南物揚場の巡回点検、防災泊地の航路障害物除去等を行って機能維持に努めました。
	駐車場機器類の予防保全、機器トラブル防止等	<p>○保守点検委託業者の定期点検に立ち会って、良態を確認しつつ、自力復旧のためのノウハウの蓄積に努めました。</p> <p>○休業日の釣銭切れ発生防止のため、休業日には、本社職員が釣銭の補充を担当することとして、駐車場管理業務をバックアップしました。</p> <p>○令和6年2月に、駐車場料金徴収機を破壊される事案が発生しましたが、速やかに職員を配して入出庫への影響を最小限に抑えるとともに、メーカーへの修理依頼等に迅速に対応し、事案翌日の早期復旧を図りました。</p>
	臨港道路の混雑回避等	○混雑が予想される場合には、人員を配置し、路上待機禁止を標示する等して、混雑回避に努めました。
	会議室、更衣室、船具ロッカー等利用に係る柔軟運用	<p>○e-kanagawa施設予約システムに新規登録をされるお客様が来所した際に、施設や設備の下見をご案内して、利用方法などをイメージできるようお手伝いしました。</p> <p>○多客期等でロッカーなどの荷物保管場所の確保が困難となる場合には、船具ロッカーの短期利用をご案内するなどして、施設設備の柔軟な活用を図り、利用者の皆様の利便の確保に努めました。</p>
	葉山港商工会等の近隣団体、ビジターに施設利用をご案内	<p>○葉山港管理事務所の施設利用を葉山町等に働きかけ、葉山町に、集団健康診断の会場として活用していただきました。(12月)</p> <p>○レンタルボート利用者やビジターの皆様に、休憩場所・待機場所として「みんなの部屋」をご案内して利用していただくとともに、「葉山港ご利用案内」を配付して、会議室利用等についてPRしました。</p>
	3Kトイレの改善	○指定管理業務開始とともに真っ先に取り組み、アンケート等において、好評をいただいています。
利用料金の徴収に関する業務等	利用料金徴収業務の適正取扱い	○諸規則に則り適正に取り扱っていましたが、令和6年3月に、臨港道路附属駐車場の利用料金等の管理に関連し、お預かりしている緑化協力金(寄附金)を、お約束していた納付期限までに県指定の口座に納付することを失念するという事案が発生したことから、再発防止策を講じました。
	県証紙廃止に伴う新制度への円滑な移行	○申請書式類に納付方法チェック欄を設けて徴収ミス防止を図るとともに、現金徴収が増えることに伴い、釣銭の確保、本社経理と連携した入出金小口管理チェックの徹底等を図り、徴収ミス等なく円滑に処理を行いました。
施設の維持管理業務	葉山港管理事務所の全スタッフによる環境維持・保守点検への注力	<p>○担務に関わらず、不具合箇所の発見をLINEで共有して、全職員が環境維持・保守点検に注力しました。</p> <p>○施設を快適に利用いただけるよう、室温管理や清掃、濡れた床の拭き取り、除菌、壁・床の漂白などをこまめに実施しました。</p> <p>○アンケート等において、床が濡れているとのご意見が後を絶たないことから、点検の頻度を上げるなどして、清潔の保持に努めています。</p>
	業務実施水準に基づく保守点検品質の維持	<p>○業務実施水準に則して品質を維持しました。</p> <p>○指定管理業務開始直後の令和5年4月には、舟艇上下架装置(本港側)の整備が不良であったことが判明したことから、速やかに正規整備を行って、安定運用に資しています。</p>
	計画的な維持管理と日報及びチェックリストによる品質確保	○月間・週間・日間のスケジュールに従って着実に実行し、管理監督者自らがその状況を確認することにより品質維持に努



	認	めました。
	日々の巡視業務等を通じた異常の早期発見・対処	○巡回等に際し不具合箇所の発見に努め、LINEで共有して早期復旧に努めました。 ○令和5年5月には、男子更衣室で盗難被害があったことから、更衣室入口でのポスター掲示や音声ガイダンスによる注意喚起、各ロッカーへの施錠を呼びかけるシールの貼付を行って、再犯の抑止に取り組んでいます。
	不具合発生時の自力復旧、応急復旧による早期供用再開の確保	○管理事務所棟排煙装置固着、さん橋水道管亀裂漏水等23件の不具合について、指定管理者において自力復旧・応急復旧しました。 ※全体としては27件の不具合が発生し、23件を指定管理者において自力復旧・応急復旧し、これが困難であった4件について県に対応をお願いしました。
3. 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金		
オリンピック開催県としてふさわしい開かれた港湾を目指した利用促進の取組	国際大会等の円滑実施等に係る主体的な関与	○令和5年度は国際大会等の大きな大会の開催はありませんでしたが、葉山港管理事務所に配置したレース運営エキスパート・レジェンドが中心となり、World Sailing主催の「レースマネジメントクリニック」の葉山港での開催に協力しました。(11月)
	大学ヨット部の活動拠点を葉山港に誘導	○大学ヨット部のVSR等の葉山港艇置数を増やすことが活動拠点誘導に資するとの考えから、次回新規一般利用者募集のあり方についての議論提起を考えていましたが、県において葉山港施設配置基本計画の検討が開始され、新規募集は当面行わない旨の方針が示されたことから、この経過を踏まえて対応することとしました。 ○大学ヨット部の支援艇やVSRを葉山港に置き、葉山港をベースとした練習環境を作りたい、との要望が多数寄せられましたが、上記状況であったことから、これらを葉山港に近い佐島港の本社で一時お預かりすることとし、支援艇やVSRは佐島港から葉山沖に向かい、ヨット自体は葉山港から出艇させるようにすることで、葉山沖での練習が行えるよう側面支援を行っています。 ○大学ヨット部の活動拠点を葉山港に誘導する上で、ユーザーの意見等を伝えることも重要と考え、関東学生ヨット連盟等の競技団体に対し、葉山港利用者の観点から、積極的に意見要望等を発信していただくよう、お願いをしました。
	海洋ツーリズムの取組に協力するに当たっての安全安心な旅客運送サービスの提供のあり方検討	○知床遊覧船事故を受け海上運送法等の一部が改正され、令和6年4月1日から、船舶運航事業に係る安全規制等が強化されることに伴い、弊社の「人の運送を行う不定期航路事業」についても、令和6年3月までに、法令の定める新たな手続き・基準に適合するよう措置しました。 ○令和6年3月28日の湘南港新規係留施設の供用開始にあわせ、葉山港と湘南港とを結ぶ「Ocean Cruise taxi」（海上タクシー・チャータークルーズ事業、通年実施、予約制）の運航を開始しました。※これにあわせ、本社においても、佐島港と湘南港とを結ぶ「Ocean Cruise taxi」の運航を開始しました。
	website、SNS、自治体広報誌、プレス発表等のあらゆるメディアを活用した葉山港PR	○葉山港公式websiteを開設し情報発信を行うとともに、弊社SNS（フォロワー数：延べ8,000人）やYamaha Sea Styleのマリーナ便りなどを通じて情報発信を行いました。 ○自治体広報誌やプレス等を利用した広報活動に未着手であることから、令和6年度においてはこれらの積極的な活用を図って参ります。
	(再掲) 葉山港を利用したことのない方や初心者向けコンテンツの充実	○湘南漁業協同組合葉山支所様の協力を得て、船釣り（アマダイ釣り）教室（2月、8人）、漁業体験（わかめ釜揚げ体験）（3月、6人）を開催しました。

		<p>○海上運送法に基づく「人の運送をする不定期航路」を開設し、葉山港を出入港地とする初日の出親子クルージングを開催しました。（1月、5便募集、実績（1便5人））</p> <p>○なお、小型ヨット体験を通じてセーリングの普及に取り組んでいるセイラビリティ葉山様の協力を得て、3月25日に初心者セーリング大会を開催予定でしたが、天候不良（濃霧注意報発表）のため、開催を見合わせました。</p> <p>○事前の準備不足や広報不足、3月にイベント企画が集中してしまったことが反省点であり、令和6年度からは改善を図って参ります。</p>
利用者サービス向上のための取組	ご意見箱の設置	<p>○事務所エントランスにご意見箱を設置しました。</p> <p>○アンケートや意見要望の半数が、ご意見箱に投函されていることから、ご意見箱の設置は、意義があるものと考えています。</p>
	簡易アンケート（随時）、詳細アンケート（イベント時等）の実施、一般利用承認者アンケートの実施	<p>○簡易アンケート17件、詳細アンケート84件、一般利用承認者アンケート58件が集まりました。</p> <p>○令和5年11月からは、より多くの方にアンケートにご協力いただけるよう、Webを利用したアンケートも開始しました。</p> <p>○上記のほか、令和5年度は、神奈川県が発注した「葉山港施設配置基本計画検討業務」において実施した「葉山港の利用に関するアンケートのお願い」にも協力し、その結果（112件）を共有させていただきました。</p>
	sea-styleアンケート結果の分析共有	<p>○レンタルボート利用者の皆様に対して実施しているアンケートの結果（Badアンケート・Goodアンケート、改善策）を葉山港の運営に反映させるとともに、県とも情報共有しました。</p>
	アンケート等で寄せられたご意見ご要望等に対する対応	<p>○上記アンケート等で寄せられたご意見ご要望を踏まえ、令和6年度においては、別紙2のとおり、業務改善等を図っていくこととしています。</p>
	職員啓発のための手話研修等実施	<p>○手話研修（3月）を実施し、職員の意識啓発に資するとともに、講師の方に施設を視察いただき、障害福祉の観点からハード・ソフト面でのアドバイスをいただきました。いただいたアドバイスについては、県と情報共有し、施設運営などに活かして参ります。</p>
地域のニーズを踏まえた利用料金減免要望への対応	<p>○漁港区の混雑回避、周辺住民による道路混雑回避への取組み支援のため、関係者との協議等を経て、減免基準の明確化を図りました。</p>	
<b>4. 事故防止等安全管理</b>		
ヨット等安全管理業務	入港遅延船の早期把握と早期対処、レスキュー艇の即応体制確保	<p>○出港船の帰港確認を徹底し、入港遅延船の早期発見に努めました。</p> <p>○救助要員のシフトを適切に調整することにより、レスキュー艇の常時出動体制を整え、適時にかつ適切にレスキューに当たりました。</p> <p>○令和5年度は、葉山港利用艇に係るレスキュー対応11件、「水難救助等に関する協定」に基づく葉山町消防本部からの出動要請によるレスキュー協力4件の、計15件のレスキュー案件に出動し対応しました。</p>
	気象海象情報等の多角的提供	<p>○気象海象情報等のweb配信、そのためのwifi利用環境の整備、掲示板への情報掲示、吹流し等の掲揚、受付窓口における口頭伝達により、利用者の皆様に気象情報等を提供しました。</p>
	出港禁止指導等の適切な実施	<p>○出港禁止基準等を明確化し、適切に指導等を実施しました。</p> <p>○令和5年度は、出港禁止指導（赤旗）61回、防波堤A・防波護岸遊歩道閉鎖46回を実施し、安全確保を図りました。</p>
	ヨットレース競技会等開催時の安全指導等	<p>（令和5年度は、安全管理の観点からレースの延期・中止等を求めた事例なし）</p>

	時間外立入、艇内宿泊等に係る適正な施設管理	○事前にニーズを把握し、職員と夜間警備員とが連絡を密にして、適正に施設管理を行いました。
	港を安全に使用する上で必要となるサポートの提供	○中型・大型フェンダーを岸壁側に常備し、入港時のもやい取り、フェンダーあて等の支援を適切に実施し、安全な離着岸及び船体・施設の保護に努めました。 ○スロープを利用した艇の揚降時に安全管理の観点から必要な指導助言を行いました。 ○指導に当たり口調が威圧的・高圧的である等の指摘をたびたび受けたことから、改善に努めました。
	海難発生時の捜索活動の実施、関係機関・漁業関係者等との連絡調整等	○（再掲）令和5年度は、葉山港利用艇に係るレスキュー対応11件、「水難救助等に関する協定」に基づく葉山町消防本部からの出動要請によるレスキュー協力4件の、計15件のレスキュー案件に出動し対応しました。 ○海上保安庁、葉山町消防本部、神奈川県水難救済会、BAN事業本部等の関係機関とは連絡体制を確保し、海難発生時には適切に連絡調整が行える体制を確保しています。
	利用者の安全管理の徹底	○利用者に対し安全管理の観点から必要な指導助言を行いました。 ○指導に当たり口調が威圧的・高圧的である等の指摘をたびたび受けたことから、改善に努めました。 ○海上保安庁、（公社）関東小型船安全協会等関係機関と合同で安全講習会（6月）、相模湾安全パトロール（10月）を実施しました。
	（再掲）機器操作に係る安全管理の徹底	○指定管理者として、新たに、舟艇上下架装置の運用に係るマニュアル類を整理・調製しました。 ○フォークリフト運用時に補助者1人が重傷を負う労災事故を起こしてしまい、労働基準監督署の指導等の下で、改善に努めるとともに、部外専門家による安全点検体制を整備する等して、全社をあげて再発防止等に取り組んでいます。
	（再掲）日々の巡視業務等を通じた異常の早期発見・対処	○巡回等に際し不具合箇所の発見に努め、LINEで共有して早期復旧に努めた。
	（再掲）葉山港管理事務所国際VHF基地局による非常通信等の実施	○非常通信等に係る定型文を無線機近傍に備え、防災訓練等に際し、運用訓練を行って、実際の非常通信等が適切に行えるよう練度の向上を図りました。
	緊急事態発生に備えた関係機関との連絡網の構築	○葉山町消防本部、葉山警察署、横須賀海上保安部、近隣漁業協同組合との間で緊急時の連絡体制を共有しました。
	救急救命に係る講習、訓練への参加	○外傷救護法講習会（横須賀市消防局主催）に職員1人が参加しました。講習の内容については他の職員とも共有し全体としてのスキルアップを図りました。（12月）
	災害・荒天時の対応業務	災害対応マニュアルに基づく適切な災害対応
（再掲）葉山港管理事務所国際VHF基地局による非常通信等の実施		○非常通信等に係る定型文を無線機近傍に備え、防災訓練等に際し、運用訓練を行って、実際の非常通信等が適切に行えるよう練度の向上を図りました。
訓練を通じた自律的判断・対応力の向上		○訓練に際しては、その都度、葉山港指定管理者災害対応マニュアルを確認して、マニュアルに沿った行動が円滑に行えるよう演練しました。特に、地震・津波時の対応については、指示を待つことなく自律的に行動する必要があるため、マニュアルも自律的に行動することを求めていることから、この点が円滑に行えるよう演練しました。
防災訓練の実施、他機関開催訓練への積極参加		○津波・火災総合訓練（6月）、津波避難訓練（利用者参加）（3月）を実施しました。 ○県土整備局震災対策訓練（1月）に参加しました。

	災害発生時の住民待機場所、物資集積場所としての施設の提供等	○災害発生時に迅速に準備・提供ができるよう、常日頃から施設の整理整頓に努めました。
	気象情報の発表状況、気象海象状況に応じた適時適切な出艇禁止指導、施設利用制限等の実施	○出港禁止基準、防波堤A・防波護岸遊歩道利用中止基準等を明確化し、適切に指導・利用制限等を実施しました。 ○令和5年度は、出港禁止指導（赤旗）61回、防波堤A・防波護岸遊歩道閉鎖46回を実施し、安全確保を図りました。
	緊急物資受入港、ヘリコプター臨時発着場としての運用に係る支援等	（令和5年度の支援実績なし）
	（再掲）緊急物資受入港としての機能維持	○閘門の開閉点検、第2南物揚場の巡回点検、防災泊地の航路障害物除去等を行って機能維持に努めました。
	早期被害復旧への取組	（令和5年度の災害被害実績なし）
5. 地域と連携した魅力ある施設づくり		
地域と連携した魅力ある施設づくり	葉山港の賑わい創出のためのイベント誘致に向けた関係漁業協同組合等との調整	○三浦・湘南地区で漁業・農業に携わる方々に、地域交流イベントで葉山港の施設を利用できることをPRしたところ、イベントの一環として三浦・湘南野菜の販売を行いたいとの意向を有する農家さんなどからお声がけいただきました。
	地域交流イベント等の開催場所としての先端部緑地利用のPR	○イベント誘致に先立ち、先端部緑地のイベント等利用に係るルール作りが必要と考えたことから、このことについて、県に相談を行っているところです。
	地元雇用の促進等	○地元密着型の企業として、地元雇用を進めています。葉山港管理事務所スタッフについては100%三浦・湘南地区在住者で構成しています。
6. その他の取組		
人材育成等	本社初任者研修への参加	○初任者を対象とした仕事力強化研修に参加しました。
	本社自己啓発研修への参加	○接客力・コミュニケーション力強化・環境改善研修に参加しました。
	本社ハラスメント防止研修への参加	○職場ハラスメント研修に参加しました。
	職員に対する防災教育	○全職員を対象に葉山港指定管理者災害対応マニュアル説明を実施（4月）するとともに、実働訓練の準備にあわせ同マニュアルの内容確認を実施（6月、1月、3月）しました。
	個人情報取扱責任者及び個人情報取扱業務従事者に対する情報セキュリティ研修	○個人情報取扱責任者及び個人情報取扱業務従事者を対象に「個人情報保護に関する別記事項」の読み合わせを実施（4月）するとともに、情報セキュリティ研修及びセキュリティチェックを実施（3月）しました。 ○人事異動に伴い新任の個人情報取扱業務従事者を対象に研修を実施（1月）しました。
	資格取得支援制度の適用	○令和5年度は、本社の資格取得支援制度を適用し、延べ9人の正規・パート職員が、巻き上げ機運転特別教育、フォークリフト・高所作業車運転技能講習、小型船舶操縦士養成講習、防火管理者養成講習を受講し、葉山港管理事務所での運営に必要な資格取得に取り組みました。
	チャレンジシート、ONE on ONE によるスキルアップ支援	○制度運用を通じ、職員の自発的成長を促す取り組みを進めました。
自主事業	レンタルボート事業（再掲）	○7隻体制で事業を開始しました。令和5年度は、出艇数延べ888隻、乗船者数延べ2,584人で、葉山港及び周辺地域の賑わいの創出に大きく貢献し、多くの方々に葉山・相模湾の魅力に触れていただくことができました。
	舟艇整備・修繕事業	○葉山港利用者のニーズにマッチしたサービスを提供することができました。 ○葉山港船置の大型クルーザーヨットなどについても、上架不要な整備は葉山港において実施し、上架が必要なものは本社で上架整備するなど、連携してお客様のニーズに適切に対応しました。

物販事業	○ヨットレース関係者を中心とする葉山港利用者のニーズにマッチしたサービスを提供することができました。取扱品の拡大に係る要望も寄せられ、逐次、取扱いを拡大しました。
陸送重量貨物等積卸に係る重機操作等	○葉山港利用者のニーズにマッチしたサービスを提供することができました。
海上特殊無線技士養成講習	○有資格者増に資することができ、船舶局国際VHFユーザーのすそ野を広げることができました。（2回実施、11人受講）
小型船舶操縦免許更新講習等	○有資格者増に資することができ、プレジャーボートユーザーのすそ野を広げることができました。（2回実施、6人受講）
プレジャーボート等救助事業	○令和5年度はBANからの出動要請はありませんでしたが、BANの出動要請に的確に対応できるよう体制を維持しました。
その他	○（再掲）令和6年3月28日の湘南港新規係留施設の供用開始にあわせ、葉山港と湘南港とを結ぶ「Ocean Cruise taxi」（海上タクシー・チャータークルーズ事業、通年実施、予約制）の運航を開始しました。※これにあわせ、本社においても、佐島港と湘南港とを結ぶ「Ocean Cruise taxi」の運航を開始しました。 ○（再掲）葉山港利用団体が主催するヨットレースに職員と支援艇を出し、レース運営の支援等を行いました。（支援件数：8件） ○はやま海の駅の利用お問合せがあった際に、ハママ・マーケット日曜朝市や周辺飲食店、4時間未満の臨時係留がお得であることなどをご案内し、葉山港利用をPRしました。

## 令和5年度に葉山港管理事務所に寄せられたご意見等を踏まえた令和6年度の主な業務改善点等について

令和5年度に葉山港管理事務所に寄せられたご意見等を踏まえた主な業務改善点等は次のとおりです。なお、本表には、個別に案件対応させていただいた事項は含んでいません。また、施設整備や制度改正が必要な事項等につきましてはその内容を神奈川県に伝達させていただいておりますので申し添えます。

ご意見等	業務改善点等
○利用の事務を行わない日（休業日）の廃止（年中無休化）	まことに申し訳ありませんが、引き続き、7・8月を除く各月の火曜日（火曜日が休日の場合は水曜日）及び12月29日から翌年1月3日までの間を、利用の事務を行わない日（休業日）とさせていただきます。利用者の皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、休業日であっても、ヨットレース競技会等を開催する場合には、葉山港管理事務所として特別の体制をとってこれの開催に協力して参ります。また、休業日でも、事前手続き等を行っていただければ、利用承認を得ているJG船やJCI船の入出港や、整備などのご来場は可能ですので、詳しくは、葉山港管理事務所にお問合せ下さい。
○ディングー等出船時の申請受付窓口の混雑回避	2つの窓口を設けて受付を行っていますが、ディングーなどの出船が集中する場合に備え、新たに、他の一般利用の皆様専用の窓口を増設することとしました。これにより、他の一般利用の皆様に係る出港手続きがスムーズに行えるようにして、窓口の混雑の回避を図って参ります。（4月中旬に実施） 受付窓口での滞留を避けるため、受付窓口での申請書類の記入はご遠慮いただくこととし、エントランスホールに申請書類記入コーナーを設けていますので、引き続き、申請に先立ちこちらのコーナーをご利用いただき、窓口業務の円滑化にご協力いただくようお願い申し上げます。
○港内徐行の徹底	不明確な言い回しをやめ、港内徐行の具体的基準を「港内では『引き波を立てずに』航行する」こととして、利用者にパンフレットを配布するとともに、websiteや掲示板に掲示する等して、ルールの周知徹底を図ります。また、ハーバー巡回者が船の航行状態を確認し、引き波を立てて航行する船をみかけた時は、その都度又は入港手続きに際し受付窓口において、個別に指導を実施し、ルールの徹底を図ります。学生ヨット部等の組織化された団体に対しては個別に文書等で協力をお願いします。また、新港第2浮さん橋の鋼管杭2か所に注意喚起の表示を行います。（4月中旬に実施）
○気象海象情報の詳細化 ・時間ごとの天気予報、風向風速の経時変化など	現在、Windguru（ウインドグル）の時系列予想及びYahoo天気3時間予報を掲示していますが、より皆様のニーズにマッチするコンテンツがあれば、掲示を検討させていただきますので、葉山港管理事務所にご要望をお寄せください。
○修理サービス内容の周知	自主事業として「舟艇整備・修繕事業」を行っています。事業内容のPRが不足しておりましたので、具体的な事業内容を記載したリーフレットを作成してPRに努めて参ります。（4月1日から実施）
○工具の貸出	簡易な工具類は無料で貸し出しています。皆様への周知が不足しておりましたので、掲示板等に掲示して、多くの皆様に利用いただけるよう周知して参ります。（4月1日から実施）
○ライブカメラの解像度向上	プライバシー保護のため、意図的に解像度を低く設定しています。ご理解ください。
○ライブカメラ（新港）の向き調整（事務所棟屋上の写り込みを少なくする）	他のライブカメラも含め、港の施設が建物の死角に入って把握できないなどの不都合があるため、パーフェクトを目指し、カメラの設置場所を変えるなどの必要な調整を行います。（いましばらくお時間をいただき順次改善して参ります）

○スロープが滑りやすい	潮汐を見つつの作業となりますが、作業頻度を上げ、藻の生長状況を細かく観察しながら、前広に、かつ、こまめに除去作業を行って、転倒事故の防止を図って参ります。（実施中）
○浮さん橋利用に係る年間契約艇と臨時利用艇との利用区分表示	さん橋工事に伴い、既設の区分表示を取り外していましたが、工事が終了したため、現在は、区分表示を復旧しています。
○10～15分程度のヤード内駐車は許可して欲しい	ヤードへの車両の乗入は原則禁止ですが、艇の搬入、整備資材の積卸等でやむをえずヤードに車両を乗り入れる必要がある場合には、当該作業に要する時間を限度として、車両の入構を許可しています。車両の乗入を希望される方は、受付窓口で手続きを行って下さい。
○更衣室に手荷物置場を設置	手荷物の放置や置場の占拠などのマナーに反した利用が横行したため一時撤去していましたが、設置のご要望が多いことを踏まえ、手荷物置場を再設置することとしました。（男子更衣室措置済、女子更衣室手配中） 今後は、利用マナーの向上に注力して参りますので、利用者の皆様におかれましてもご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。
○扉や鍵が破損して使用できないロッカーがある	不具合の早期発見に努め、早期復旧するよう努力して参ります。故障等を発見した場合は、葉山港管理事務所までお知らせいただければ幸いです。
○トイレの備品（ペーパータオルなど）がないことが多い	使用頻度の高いトイレ等の施設については、1時間毎に巡視を行って、備品や整理整頓の状況を確認し、備品の補充等、必要な措置を講じることとしました。（実施中）
○シャワーの改善 ・ワンコイン利用時間、水温不安定、低水圧	ワンコインでの利用時間を2分から5分に延長することとしました。これにあわせシャワーの水圧を上げる措置も講じることとしました。（4月1日から実施） 給湯器からシャワー口までの距離があり、シャワーから温水がでるのに時間がかかることがあります。ご利用に当たっては、あらかじめ洗面台でお湯が出ることを確認してからシャワーをお使いいただきますようお願い申し上げます。詳しくは、シャワー室の掲示をご確認いただきますようお願い申し上げます。
○危険区域（船具庫出入口、黄色線内）でのディングー整備	ヤードの黄色線は臨時バースを表しているもので危険区域を表すものではありませんが、表示がまぎらわしいので、今後、ヤード整備にあわせ表示色を変更してまいります。また、電源を必要とする整備を行う場合、電源がとれる船具庫付近にディングーを置く必要がありますので、この点ご理解をいただきたいと思っております。いずれにせよ、船具庫への出入りやバース近傍の通行に際し、動線がクロスすることは安全管理上問題がありますので、今後は、整備する場所の指定や通行する人の安全確保措置を講じることについて、関係団体に対し、文書で協力を要請することといたします。（4月中に実施）
○出入港時の交通整理指導	出港船・艇が立て込むことが予想される場合には、浮さん橋先端にハーバー要員を配置し、拡声器等で出港状況について情報提供して安全確保に資します。また、入港に際しては、国際VHFや電話等でお問合せいただければ、港内の状況について情報を提供します。（実施中）
○wifi環境の改善	葉山港管理事務所やヤード、浮きさん橋などの主要施設において、wifiを利用して気象海象情報などを円滑に入手できるよう、早急に、機器の増設等の改善措置を講じます。（いましばらくお時間をいただき順次改善して参ります）
○みんなの部屋の利用開始時刻を午前8時からに	まことに申し訳ありませんが、事務所開所後に、順次、換気、点検などを行いながら施設の開錠を行ってまいりますので、会議室や多目的室同様、引き続き、9時からの利用開始とさせていただきます。

<p>○施設利用時の整理整頓の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ、更衣室ほか共有スペースの床濡れ対策の実施</li> </ul>	<p>使用頻度の高いトイレ等の施設については、1時間毎に巡視を行って、整理整頓のために必要な措置を講じることとしました。トイレ、更衣室等の床濡れについて、上記巡視で対応するほか、汚した方や気付いた方が自らの手できれいにできるよう、モップ、水切り等の用具を常設します。(実施中)</p> <p>また、床濡れに関しては、団体利用時におけるご指摘が多いことから、各団体あて整理整頓に留意いただくよう文書で協力を要請することといたします。(4月中に実施)</p>
<p>○赤旗掲揚（出港中止指導）の早めの周知</p> <p>○洋上で活動している者への赤旗掲揚（出港中止指導）の周知方法の改善</p>	<p>気象海象の推移から、赤旗掲揚（出港中止指導）を行う可能性が高いと判断される場合には、出港手続き時に、その可能性がある旨をお伝えすることとします。(実施中)</p> <p>あわせて、国際 VHF でも情報を配信します。(実施中)</p> <p>また、希望者に対し出港中止指導等の情報を LINE やメールで配信するサービスを開始します。(いましばらくお時間をいただき、サービス開始の準備ができ次第、改めて文書、掲示、websiteなどで周知させていただきます)</p>

(了)